

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項の公表について

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(厚生労働省所管)

基金の名称	東京都緊急雇用創出事業臨時特例基金	
基金設置法人名	東京都	
基金の額	①設置時の額(平成21年3月31日造成)	7,730,000千円
	②積み増し額の計	61,236,400千円
	(内訳)	
	(平成21年3月31日 緊急雇用事業分)	7,730,000千円
	(平成22年1月20日 緊急雇用事業分)	13,660,000千円
	(平成22年3月30日 重点分野雇用創造事業分※)	6,000,000千円
	(平成23年3月22日 重点分野雇用創造事業分)	7,590,000千円
	(平成23年3月31日 重点分野雇用創造事業分)	1,820,000千円
	(平成23年8月5日 震災等緊急雇用対応事業分)	160,000千円
	(平成24年4月6日 震災等緊急雇用対応事業分)	8,520,000千円
(平成25年4月9日 重点分野雇用創造事業分)	3,270,000千円	
(平成25年4月9日 起業支援型地域雇用創造事業分)	7,790,000千円	
(平成26年4月10日 地域人づくり事業分)	4,696,400千円	
	※重点分野雇用創造事業とは、重点分野雇用創出事業及び地域人材育成事業である。	
	③終了時残高(見込)(平成28年5月31日)	1,132,152千円
うち 国費 相当額	①設置時の国費相当額	(全額)
	②積み増し額の国費相当額	(全額)
	③終了時残高の国費相当額	(全額)
基金事業の概要	<p>1 緊急雇用事業 失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供する事業。</p> <p>2 重点分野雇用創出事業 失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業のうち、重点分野(介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用及びこれらの成長分野を支える基盤としての教育・研究の分野並びに知事が成長分野として別途設定する分野をいう。)に係る事業。</p> <p>3 地域人材育成事業 失業者に対する短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業。</p> <p>4 震災等緊急雇用対応事業 東日本大震災等の影響による失業者、若しくは平成23年3月11日以</p>	

	<p>降に離職した失業者。以下同じ。) に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で地域のニーズに応じた人材育成を行う事業。</p> <p>5 起業支援型地域雇用創造事業</p> <p>失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業であって、地域に根ざした事業の起業等に資する事業を実施することにより、失業者の雇用の継続が期待される事業。</p> <p>6 地域人づくり事業</p> <p>失業者に対する地域のニーズに応じた人材育成及び就業支援又は短期の雇用機会を提供した上で行う、地域のニーズに応じた人材育成及び就業支援並びに在職者の賃金引き上げ等の処遇改善を目的として、事業者が行う販路拡大等の取組支援のために、民間企業等に対する委託により行う事業。</p>
基金事業を終了する時期	別紙「基金事業を終了する時期」のとおり
基金事業の目標	別紙「基金事業の目標（新規雇用の失業者数）」のとおり
給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制	現在、公募等による事業の募集は行っていない。
その他の事項	